

18 陳情 第 19 号	「(仮称)北新宿3丁目プロジェクト」建設計画に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成18年2月22日受理、平成18年2月27日付託
陳情者	東京都新宿区北新宿 _____ _____
<p>( 要 旨 )</p> <p>本計画建物は周辺の住宅地域にあって突出する高層で、“新宿区絶対高さ制限”の新規制施行直前の性急な着工を意図しています。新規制の精神に適合する規模の、かつ街景観の形成・周辺の住環境を配慮した計画に変更するよう指導するとともに、関係機関への働きかけをしてください。</p> <p>( 理 由 )</p> <p>当該建設予定地は、第一種中高層住宅専用地域と商業地域がほぼ相半ばする3.1千平方メートル(この数値は事業者資料による。東境界が小滝橋通に接する。)の地所でありながら、高さ制限2倍(最高80メートル)規模の賃貸専用集合住宅(239室)が計画され、2月末着工の予定である旨、事業者は強調しています。これは区民の意見を集約して制定される新規制の精神への凌辱であり、3月末施行の規制経過措置に便乗する企業の一方的機略に堕しています。隣接の当住民の環境・景観に対する影響を縮減しうる計画変更がなされるべく陳情いたします。</p> <p>私どもの集合共同住宅は予定地北側に隣接し、危機感を懷いて昨年未以降複数回の話し合いを持ちました。しかし事業者は、計画物件が建築基準・区条例に則しているとし、それを唯一の根拠として建築確認申請等を進めつつある旨、発言しています。住民の街づくりへの想い、住環境への配慮が欠落しています。</p> <p>風害、電波障害、駐車場スロープの騒音、排気ガス等への対応策・見解は示されていません。またプライバシー保全のための計画建物東北・北面開口部の設計変更等の配慮は殆ど示されていません。</p>	